

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

令和7年3月14日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良事業を行なった者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	栗屋地区	令和6年11月29日
観音寺市観音寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	三反地地区	令和7年1月31日
観音寺市栗井土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	岩鍋池地区	令和7年1月31日
三豊市山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	新目地区	令和7年2月14日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	惣後地区	令和7年2月14日